

証券コード 6189

2023年12月1日

(電子提供措置の開始日2023年11月27日)

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目14番36号

株式会社グローバルキッズCOMPANY

代表取締役社長 中正 雄一

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第8回定時株主総会招集ご通知」及び「第8回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.gkids.jp/ir/library/general_mtg/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東証上場会社情報サービス】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスし、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご覧ください。



なお事前の議決権行使にあつては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って2023年12月18日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月19日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストB1F 会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第8期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○会社法改正により、電子提供措置事項について前頁記載の各ウェブサイトアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証上場会社情報サービスサイトの招集ご通知のページに掲載しておりますので、株主様に交付する書面には記載しておりません。

- ① 主要な借入先の状況
- ② 新株予約権等の状況
- ③ 会社役員の状況
- ④ 会計監査人の状況
- ⑤ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ⑥ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ⑦ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類、並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席

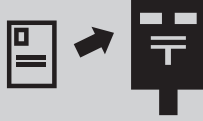


株主総会開催日時

2023年12月19日(火曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

書面による議決権行使



行使期限

2023年12月18日(月曜日)
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使



行使期限

2023年12月18日(月曜日)
午後6時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

インターネット等により議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

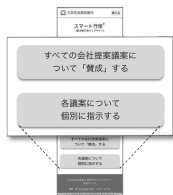
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ : 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第8期の期末配当につきましては、財務状況、成長投資及びキャッシュフローなどのバランスを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額 282,399,540円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年12月20日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)当社及び当社子会社の業容拡大、並びに今後の事業内容の多様化に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2)取締役の経営責任をより明確にし、変化の激しい事業環境に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。
- (3)取締役の任期短縮に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり規定を新設し、併せて変更案と一部重複する現行定款第7条、第38条を削除するものであります。
- (4)条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1～25 (条文省略) 〈新 設〉	1～25 (現行どおり)
<u>26</u> (条文省略)	<u>26</u> デジタルコンテンツ等にかかる企画、開発、販売、コンサルティング、仲介
(自己株式の取得) <u>第7条</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	<u>27</u> (現行どおり) 〈削 除〉
<u>第8条～第19条</u> (条文省略)	<u>第7条～第18条</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第21条～第37条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 剰余金の配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>〈新 設〉</p> <p>〈新 設〉</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第20条～第36条 (現行どおり)</p> <p>〈削 除〉</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当会社は、剰余金の配当等に関して会社法第459条第1項の各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>

3. 変更の時期

当該定款一部変更の時期は、本総会の終結時とします。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役の全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
1	なかしょう ゆういち 中 正 雄 一 (1972年5月16日生) 所有する当社の株式数 4,472,881株	1995年4月 (株)神戸屋入社 2003年2月 (有)エーワン入社 2006年1月 東京都認証保育所 六町駅前保育園開園 2006年5月 (株)グローバルキッズ代表取締役社長 2015年10月 (株)グローバルグループ (現当社) 代表取締役社長 2017年10月 当社代表取締役 (株)グローバルキッズ代表取締役 2018年12月 (学)茂来学園理事長 (現任) 2020年11月 当社代表取締役社長 (現任) (株)グローバルキッズ代表取締役社長 (現任) 2023年2月 (株)GKS代表取締役社長 (現任) 2023年11月 (株)おはようキッズ代表取締役社長 (現任)
		【取締役候補者とした理由】 中正雄一氏は、当社グループの創業者として企業経営を通じて培った豊富な経験、当社事業領域における高い知見、並びに保育業界における強い影響力を有し、現在、代表取締役社長として、当社グループ全般の指揮を執っております。引き続き高い志とビジョンを掲げ、経営の意思決定に参画することが長期的な企業価値向上に資すると判断したため取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	<p>すごう たつや 須郷 達也 (1960年5月13日生)</p> <p>所有する当社の株式数 22,881株</p>	<p>1985年4月 ピジョン(株)入社</p> <p>1999年4月 同社執行役員 子育て支援事業部長 ピジョンハーツ(株)代表取締役社長</p> <p>2007年4月 Pigeon Singapore Pte. Ltd. 代表取締役社長</p> <p>2009年11月 Pigeon India Pvt. Ltd. 代表取締役社長(兼任)</p> <p>2011年1月 Pigeon Malaysia Sdn. Bhd. 代表取締役社長(兼任)</p> <p>2012年4月 PHP兵庫(株) (現ピジョンマニファクチャリン グ兵庫(株)) 代表取締役社長</p> <p>2013年4月 (株)ジャフパ入社</p> <p>2013年6月 同社専務取締役</p> <p>2019年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2019年8月 (株)グローバルキッズ入社</p> <p>2020年11月 同社取締役 (現任)</p> <p>2020年12月 当社取締役 (現任)</p> <p>2023年1月 東京建物キッズ(株) (現 (株)おはようキッズ) 取締役</p> <p>2023年2月 (株)GKS取締役 (現任)</p> <p>2023年6月 (株)おはようキッズ代表取締役社長</p> <p>2023年11月 (株)おはようキッズ取締役 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 須郷達也氏は、子育て支援や児童教育分野の企業において経営幹部を務め、その海外展開において代表として成果を上げるなど、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は当社の業務執行取締役として、保育事業・人事・新規事業を管掌し業務品質の向上やガバナンス強化、各自治体との関係改善に尽力する等、事業・管理の両面において実績を上げております。当社を取り巻く外部環境が変化する中、主に収益拡大や選ばれる保育事業者としての取り組み等の分野において、引き続き当社経営を担う取締役として適任であると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	野田 雅之 (1972年4月21日生) 所有する当社の株式数 55,101株	<p>1996年4月 (株)日本興業銀行 (現(株)みずほフィナンシャルグループ)入行</p> <p>2003年10月 JPモルガン証券(株)入社 投資銀行本部</p> <p>2021年5月 当社財務IR部長 (株)グローバルキッズ入社 取締役 (現任)</p> <p>2021年12月 当社取締役 (現任)</p> <p>2023年2月 (株)GKS取締役 (現任)</p> <p>2023年11月 (株)おはようキッズ取締役 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 野田雅之氏は、国内外の金融機関において主に資金調達やM&Aアドバイザリー業務に従事し、とりわけコーポレートファイナンス分野全般での豊富な実務経験と資本市場に関する高い知見を有しております。現在は、当社の業務執行取締役として、経営企画・IR・財務経理・事業企画部門を管掌し、ガバナンスの強化や経営健全性の向上に貢献しております。また、抜本的な組織体制の見直しをはじめ業務効率化等、経営管理面においても着実に成果を上げております。当社を取り巻く外部環境が変化する中、主に経営基盤の盤石化、M&A等による業容拡大、採用や企画の強化等、より良く強い企業とする分野において、引き続き当社経営を担う取締役として適任であると判断したため、取締役候補者となりました。</p>
4	いしい みつぶ 石井 光暢 (1971年2月18日生) 所有する当社の株式数 0株	<p>1993年4月 NECコンピュータシステム(株)入社</p> <p>1997年5月 (株)エコグリーン代表取締役</p> <p>2011年6月 (株)グローバルキッズ社外取締役</p> <p>2015年10月 (株)グローバルグループ (現当社) 社外取締役 (現任)</p> <p>2016年6月 (株)エコグリーンホールディングス代表取締役 (現任)</p> <p>2018年11月 (株)グローバルキッズ取締役 (注8)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 石井光暢氏は、自ら創業した環境関連企業グループの経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社においては8期にわたり社外取締役を務めるなど、当社及び当社の事業領域に精通し、企業経営全般についての貴重なご意見・ご助言を通じて、経営陣を監督いただいております。特に、今後はESG/SDGsの分野においても有意なご意見・ご助言をいただけるものと期待しております。引き続き社外取締役として同氏を選任することが、長期的な企業価値向上に資すると判断したため社外取締役候補者となりました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
5	<p style="text-align: center;">桑戸 真二 (1959年1月8日生)</p> <p>所有する当社の株式数 600株</p>	<p>1982年4月 宗教法人護真山 光泉寺 入寺 2002年11月 (株)福祉総研代表取締役 2005年12月 (株)アーバンフューネスコーポレーション (現むすびず(株)) 社外取締役 (現任) 2011年6月 (株)福祉総研代表取締役 (現任) (注9) 2015年11月 (株)あすき社外取締役 (現任) 2017年12月 当社社外取締役 (現任) 2022年11月 (一社)施設環境評価機構 理事 (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 桑戸真二氏は、複数の行政機関の少子化関連プロジェクト等の委員や保育関連民間団体の顧問、並びに企業の社外取締役を歴任する等、児童福祉領域における経営や業界最新動向に精通し高度な知見と幅広い人脈を有しております。保育業界の枠にとどまらず大局的な視点に立つて幅広くご意見・ご助言をいただくことで、経営全般の監督をしていただくことを期待しております。引き続き社外取締役として同氏を選任することが、長期的な企業価値向上に資すると判断したため社外取締役候補者いたしました。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石井光暢氏、桑戸真二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石井光暢氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年2か月、桑戸真二氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 石井光暢氏、桑戸真二氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き当社と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は会社法第430条第2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。また契約締結の予定はありません。
6. 当社は会社法第430条第3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含む)並びに当社執行役員、子会社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし贈賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわ

れないように措置を講じております。

なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

7. 石井光暢氏、桑戸真二氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定です。
8. 石井光暢氏は、(株)グローバルキッズの社外取締役を一旦退任しましたが、2018年11月に同社取締役に再任し、2020年11月に退任しております。
9. 桑戸真二氏は、(株)福祉総研の代表取締役を一旦退任しましたが2011年6月に再任しております。
10. 石井光暢氏、桑戸真二氏の両氏が社外取締役在任中に、当社連結子会社の(株)グローバルキッズにおいて、本招集ご通知の事業報告(4)対処すべき課題で後述のとおり東京都内および横浜市内の一部行政に対し不正な補助金申請及び請求を行っていたことが判明いたしました。両氏は当該事実を認識しておりませんが、日頃から当社取締役会においてコンプライアンス、内部統制強化の観点から提言を行ってまいりました。当該事案の発覚以降にあっては、当該事案の事実関係および原因の迅速な究明、再発防止策に向けた対応策並びに内部統制のさらなる強化、企業風土刷新等について意見を述べるなど、その責務を果たしております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任監査役候補者2名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
1	<p>奈良 文彦 (1959年8月8日生) ※新任</p> <p>所有する当社の株式数 864株</p>	<p>1982年4月 三菱商事(株)入社 2013年3月 香港三菱商事会社有限公司 総経理 2015年10月 三菱商事マシナリ(株) 監査室長 2022年9月 (株)グローバルキッズ入社 2022年10月 当社内部監査室長(現任) 2023年11月 (株)グローバルキッズ 監査役(現任) 2023年11月 (株)GKS 監査役(現任) 2023年11月 (株)おはようキッズ 監査役(現任)</p> <p>【監査役候補者とした理由】 総合商社において、米国・カナダ等の海外事業に従事したのち、コンプライアンスにかかるグローバル人材開発分野でマネジャーの任に就くなど、事業推進、組織運営、コンプライアンスに関する実績と豊富な経験を有しております。また、事業会社のみならず公共性の高い団体で法令統治に関する役職を歴任しており、コンプライアンス分野における高い知見を備えていることから、監査役として適任であると判断しております。</p>
2	<p>片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子) (1973年7月18日生)</p> <p>所有する当社の株式数 2,000株</p>	<p>2000年3月 司法修習修了(第52期) 2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 更田・河野法律事務所入所 2000年7月 高篠法律事務所入所 2001年4月 鹿内・上田・犬塚法律事務所(現京橋法律事務所)入所(現任) 2014年7月 (株)グローバルキッズ監査役 2015年10月 当社社外監査役(現任)</p> <p>【社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行することができるとした理由】 片岡理恵子(戸籍名 竹田理恵子)氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力と見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、当社社外監査役に就任以来8年余にわたりガバナンスの強化及び監査体制の充実に貢献していただいているためであります。 同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として必要とされる独立性及び客観性を保ちながら、会社の経営監視に必要な職務を適切に遂行できると判断しております。</p>

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
3	<p style="text-align: center;">もりおか ひろゆき 森岡 宏之 (1974年3月26日生) ※新任</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式数 0株</p>	<p>1996年4月 三井海上火災保険(株) (現三井住友海上火災保険(株)) 入社</p> <p>2001年10月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所</p> <p>2005年5月 公認会計士登録</p> <p>2007年7月 森岡公認会計士事務所開設 代表 (現任)</p> <p>2009年7月 アーク監査法人 (現アーク有限責任監査法人) 社員</p> <hr/> <p>【社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行することができる理由】</p> <p>森岡宏之氏を社外監査役候補者とした理由は、監査法人において公認会計士として上場企業や上場準備企業の監査業務、内部統制関連業務に従事し、独立後はIPO支援や企業価値算定、他会計事務所の監査業務審査等に従事するなど、上場企業における会計及び会計監査の豊富な経験と高度な専門性並びに実務上の厳格な倫理観を有しているためであります。</p> <p>同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として必要とされる独立性及び客観性を保ちながら、会社の経営監視に必要な職務を適切に遂行できると判断しております。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 片岡理恵子 (戸籍名 竹田理恵子) 氏及び森岡宏之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
片岡理恵子 (戸籍名 竹田理恵子) 氏の社外監査役の在任期間は本総会の終結の時をもって8年2か月であります。
4. 監査役候補者との責任限定契約について
社外監査役候補者片岡理恵子 (戸籍名 竹田理恵子) 氏は現在、当社の社外監査役であり、当社は片岡氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。奈良文彦氏と森岡宏之氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は会社法第430条第2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。また契約締結の予定はありません。

6. 当社は会社法第430条3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）並びに当社執行役員、子会社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

7. 片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏は現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定です。なお、森岡宏之氏が原案どおり選任された場合、同氏を独立役員として指定し届け出る予定であります。
8. 片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏が社外監査役在任中に、当社連結子会社の㈱グローバルキッズにおいて、本招集ご通知の事業報告(4)対処すべき課題で後述のとおり、東京都内および横浜市内の一部行政に対し不正な補助金申請及び請求を行っていたことが判明いたしました。片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏は当該事実を認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会においてコンプライアンス、内部統制強化の観点から提言を行ってまいりました。当該事案の発覚以降にあつては、当該事案の事実関係及び原因の迅速な究明、再発防止策に向けた対応策並びに内部統制のさらなる強化、企業風土刷新等について意見を述べるなど、その責務を果たしております。

(ご参考) 本株主総会及び本株主総会終了後に開催予定の取締役会後の経営体制(予定)
 本招集ご通知記載の候補者が原案どおり全て承認可決された場合、取締役会及び
 監査役会、並びに執行役員の構成は次のとおりとなります。当社における地位の欄
 には、本株主総会及び本株主総会終了後に開催予定の取締役会にて選任後の予定の
 地位を記載しております。

候補者 番号	氏名	当社における 地位	属性等	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	取締役 又は 監査役 在任期間
1	中正 雄一	代表取締役 社長	■重任	17回／17回 (100%)	—	8年2か月
2	須郷 達也	取締役 執行役員	■重任	17回／17回 (100%)	—	3年
3	野田 雅之	取締役 執行役員	■重任	17回／17回 (100%)	—	2年
4	石井 光暢	取締役	■重任 ■社外 ■独立	17回／17回 (100%)	—	8年2か月
5	桑戸 真二	取締役	■重任 ■社外 ■独立	17回／17回 (100%)	—	6年
1	奈良 文彦	常勤監査役	■新任	一回／一回 (一%)	一回／一回 (一%)	一年
2	片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	監査役	■重任 ■社外 ■独立	17回／17回 (100%)	14回／14回 (100%)	8年2か月
3	森岡 宏之	監査役	■新任 ■社外 ■独立	一回／一回 (一%)	一回／一回 (一%)	一年
—	松浦 司	執行役員	—	—	—	—
—	蒔田 芳彦	執行役員	—	—	—	—
—	芳野 真理	執行役員	—	—	—	—

役員に期待する分野

経	財	人	保	新	I	E	法	M	海
●		●	●	●					
●		●	●	●		●	●	●	●
●	●						●	●	●
●		●		●		●	●	●	
●	●	●	●	●					
		●					●		●
						●	●		
	●							●	
							●		
				●	●				
●			●	●					●

経：経営・事業戦略 **財**：財務・会計 **人**：人事・人材育成 **保**：保育・教育

新：新規事業 **I**：ICT **E**：ESG・SDGs

法：法務・コンプライアンス・リスク **M**：M&A **海**：海外事業

(ご参考) 社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準

当社は、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認のうえ、独立性を判断しております。

〈社外取締役の独立性基準〉

1. 当社又は当社子会社の業務執行者
2. 当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
3. 当社の兄弟会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
5. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
6. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
7. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
8. 当社の取引先（4、5及び6のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
9. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
10. 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

〈社外監査役の独立性基準〉

1. 当社又は当社子会社の業務執行者
2. 当社又は当社子会社の非業務執行取締役又は会計参与
3. 当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
4. 当社の親会社の監査役
5. 当社の兄弟会社の業務執行者
6. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
7. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
8. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
9. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
10. 当社の取引先（6、7及び8のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
11. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
12. 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上

事業報告

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

子育て支援事業を取り巻く状況は、共働き世帯数の増加や女性の就業率上昇により保育所利用者数及び保育施設数の増加が続いていましたが、2023年4月の待機児童数が2,680人と前年比264人減少したほか、2022年の出生数が統計を取り始めた1899年以来初めて80万人を割るなど、外部環境が変化しております。

一方、政府は子どもに関する政策を一元化し子ども政策を社会の中心に据える「こどもまんなか社会」を掲げ、家庭を取り巻く諸問題に本格的に取り組む「こども家庭庁」を2023年4月に設置するなど、関連施策を推進しています。また、2023年1月の施政方針演説「次元の異なる少子化対策」の試案（同年3月発表）には、75年ぶりの保育士の配置基準改善と更なる処遇改善や、就労要件を問わず全ての子育て家庭が保育所を利用できるようにすることも誰でも通園制度（仮称）の創設などの政策が盛り込まれています。更に、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、子ども政策を最重要政策と位置づけ、幼児教育・保育の質向上を目的に保育所、認定こども園等の公定価格の改善に向けて取り組むなど、社会的な子ども重視の機運が一段と高まっております。

このように子育て支援事業を取り巻く外部環境が大きく変化する中、当社グループは2021年11月12日に公表した「中期経営計画2024」に基づき、「規模拡大」「機能拡充」「基盤強化」の3つの施策を骨子とした取り組みを進めております。「規模拡大」の具体策として2023年4月18日に、当社グループが注力する東京都認可保育所を中心に展開する株式会社おはようキッズ（旧東京建物キッズ株式会社）の全株式を取得する株式譲渡契約を締結し、6月1日付で完全子会社化いたしました。また「機能拡充」を企図した新規事業強化等による収益源の多様化推進のためにはグループ本社機能の再編による生産性向上が不可欠と判断し、2023年4月1日を効力発生日として株式会社グローバルキッズの子育て支援事業の一部を株式会社GKSへ承継いたしました。「基盤強化」の施

策としてはICT戦略の要点である子育てプラットフォーム開発を進めており、積極的な投資を継続しております。加えて習い事事業「GlobalKids Plus+」についても2023年6月に豊洲で開講しました。

なお、当連結会計年度末時点における運営施設数は、株式会社おはようキッズ（旧東京建物キッズ株式会社）の17施設が加わった結果、認可保育所154施設（東京都115施設、神奈川県29施設、千葉県4施設、埼玉県1施設、大阪府5施設）、認証保育所・認定こども園等保育施設22施設、学童クラブ・児童館11施設、企業主導型保育所1施設の計188施設となりました。

上記の結果、当連結会計年度は、売上高25,136百万円(前年同期比3.2%増)、営業利益341百万円(同51.8%減)、経常利益321百万円(同72.8%減)、親会社株主に帰属する当期純損失55百万円となりました。

なお、当社グループは「子育て支援事業」の単一セグメントであるため、事業別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は329百万円で、その主なものは新たな人事システムへの投資243百万円です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの株式取得等の資金として、金融機関より長期借入金として1,070百万円の調達を行いました。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社グローバルキッズの子育て支援事業の一部を吸収分割の方法により、2023年2月3日付で新規設立した連結子会社である株式会社G K Sに継承させることを決議し、これに基づき2023年4月1日に会社分割を実施いたしました。

また2023年4月18日開催の取締役会において、株式会社おはようキッズ（旧東京建物キッズ株式会社）の全株式を取得することを決議し、これに基づき2023年6月1日に株式譲渡を実行し、完全子会社化いたしました。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2020年9月期)	第 6 期 (2021年9月期)	第 7 期 (2022年9月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売 上 高 (百万円)	22,160	23,529	24,352	25,136
経 常 利 益 (百万円)	916	1,148	1,179	321
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (百万円)	438	481	△314	△55
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	47.65	51.97	△33.61	△5.94
総 資 産 (百万円)	18,561	18,110	16,601	16,675
純 資 産 (百万円)	8,146	8,658	8,367	8,104
1株当たり純資産 (円)	882.76	928.85	890.35	860.91

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバルキッズ	30百万円	100%	子育て支援事業
株式会社おはようキッズ	100百万円	100%	子育て支援事業
株式会社G K S	3百万円	100%	子育て支援事業

(注) 事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社グローバルキッズ
特定完全子会社の住所	東京都千代田区富士見二丁目14番36号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,424百万円
当社の総資産額	6,594百万円

(4) 対処すべき課題

政府は2023年6月、「こども未来戦略方針」を閣議決定し、若い世代の所得増加、社会意識の変革、子ども子育て世帯の切れ目ない支援を理念に、希望する誰もがこどもを持ち安心して子育てができる社会の実現を標榜する等、少子化対策に本格的に取り組む姿勢を明確に打ち出しました。若年人口の急激な減少に歯止めをかけ状況を反転させるため、この6～7年がラストチャンスであるとして2030年までに徹底した少子化対策を実施すると発表しています。

出産や子育てに関する経済的な支援はじめ、柔軟な働き方の推進、男性育休の取得促進、ひとり親家庭の自立促進、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充等、子育て支援事業周辺は様々な変化が見込まれると同時に、社会的な要請はますます高まるものと思われます。そうした中、当社グループとして更なる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

① 保育の質の維持・向上

運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、及び諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士の質の維持・向上を図ります。具体的な施策として、各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を検討してまいります。これに加え、第三者評価を通じた利用者からの指摘事項の改善等を定期的に行います。また、当社グループの保育方針をより一層、浸透させるため、施設長や本部スタッフに対する研修の実施を進めてまいります。

② 人材育成力の強化

子ども・子育て支援制度などの国や自治体の保育方針に関する勉強会、アレギー研修等、各職位に応じた研修カリキュラムの充実や研修参加の推奨により、施設長等、管理職水準の人材の早期育成体制の強化を目指します。また、各人のライフステージに合った雇用形態や配属意向調査を行うなど働きやすい環境整備にも努めております。

③ 採用力の強化等を通じた人材の確保

保育業界全体として、保育士資格を有する優秀な人材の確保が大きな課題であります。しかし保育士資格を有する求職者が慢性的に不足していることから、特に首都圏においては、年々、採用が難しくなる傾向にあります。そのため、これまでの経験者を中心とする採用に加え、新卒者の採用にも一層注力することで採用力の強化に努めます。また、当社グループの職員からの保育士等の紹介・推薦によるリファラル採用も合わせて実施する等、採用の多様化にも取り組んでおります。

なお、社員寮などの福利厚生や研修制度の充実、処遇改善や有給取得促進制度の充実等を通じた魅力ある就労環境の提供を通じて人材の長期雇用にも努めます。

④ 戦略的な地域展開

当社グループは、これまで待機児童が集中する東京23区などの首都圏都心部を中心に認可保育所の拡大に努めてまいりました。今後、少子化や待機児童の解消などの懸念がありますが、首都圏都心部においては、他の地域に比べ児童の確保に優位性があると見込んでおります。また、国基準で運営している認可保育所は、認可外保育所に比べ児童が集まりやすい傾向があります。今後も、経営資源を首都圏都心市部の認可保育所に集中することで生産性の向上に努めていく方針です。

[全国及び東京都における待機児童数]

	2021年4月1日時点		2022年4月1日時点		2023年4月1日時点	
	待機児童数	割合	待機児童数	割合	待機児童数	割合
東京都	969人	17.2%	300人	10.2%	286人	10.7%
全国	5,634人	100.0%	2,944人	100.0%	2,680人	100.0%

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」
東京都「都内の保育サービスの状況について」

⑤ 効率的な事業運営の推進

運営施設数の増加や戦略的な地域展開による、備品購入等における規模のメリットや運営業務の一元化、システム導入等を積極的に推進することで、運営コストを抑制しながら効果的・安定的な事業運営が行えるよう努めます。

⑥ 事業規模の拡大と収益源の多様化

当社グループの主力事業である保育事業については、認可保育所を中心に運営施設数を引き続き拡大する方針です。従来より推し進めておりますオーガニック成長に加えて、M&Aの活用による事業規模の拡大を目指します。

また、待機児童の減少により、保育サービス需要が踊り場を迎えても、利用者に選ばれる保育施設の需要は継続すると想定されます。このため、保育の質を高め、利便性を向上させるとともに、教育機能の付加を充実させてまいります。

さらに、収益源の多様化を実現するため、保育周辺事業として習い事教室等の教育事業、園の送迎サービス等の子育て支援サービス事業、物販事業への展開等を検討してまいります。これら施策を進めることで、収益基盤の一層の拡充を図ります。

⑦ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

当社グループは、現在、各施設の開発資金や運転資金の確保を、主に金融機関からの借入に依拠しております。今後も、積極的な規模拡大を進め、安定した事業運営を行うためにも、諸施策を通じた安定的な資金調達の確保を図るとともに、収益力の向上による財務基盤の強化に努めます。

⑧ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループはこれまで、業容規模に応じた内部管理体制の充実に努めてまいりましたが、後述のとおり、2022年1月に始まった当社連結子会社である株式会社グローバルキッズ（以下、グローバルキッズ）に対する東京都特別指導検査等により、一部の行政に対し不正な補助金請求を行っていたことが確認され、その原因として、内部統制上の取り組みに見直すべき大きな課題があったことが明らかになりました。

これを受け、グローバルキッズでは経営体制を刷新し、業務が適正に行われているかについての調査並びに新たな担当役員（当時）や部長による業務プロセス全般の見直しを実施いたしました。その結果、保育施設開設補助金の不正請求及び事務過誤による不正確な事務処理を確認いたしました。当社グループは一昨年度の反省に立ち、これらについて速やかに調査を行い、関係行政へ報告協議しながら解決に向けて取り組むとともに、再発防止策を実行する等、内部管理体制の改善強化にグループ一丸となって努めております。

当社グループは、株主・投資家・利用者・従業員・地域社会をはじめとする全てのステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保し、更なる持続的かつ健全な成長を図るため、改めてコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の刷新に取り組み、業務の適正を確保するための体制を一層整備してまいります。

<2022年に判明した当社連結子会社における不正事案等のその後の対応について>

2022年6月15日付「当社連結子会社による改善状況報告書提出に関するお知らせ」にて公表した、児童福祉法及び東京都認証保育所事業実施要綱の規定に基づき東京都が実施した、グローバルキッズの認可保育所への特別指導検査及び認証保育所に対する特別立入調査において改善を要する事項の指摘を受けた事案（以下「委託費事案」）において、グローバルキッズはその後、再発防止策を実行するとともに、経営体制を刷新し全社的な業務プロセスの見直しや点検等を行ってまいりました。

その結果、過年度の認可保育所新規開設において整備補助金の不正な補助金申請および請求（以下「整備費事案」）、事務過誤による不正確な補助金申請（以下「事務過誤修正」）が行われたことが確認されました。

これらの事案等については関係行政への調査報告書が受理され、2023年3月31日をもって、全ての補助金等を返還しております。それぞれの概略は以下のとおりであります。

1. 委託費事案について

グローバルキッズが運営する認可保育所11施設、認証保育所5施設及び横浜市認可保育所の施設において、本部関与の下、施設での勤務実態の無い職員について在籍しているかのように、名簿、出勤簿等を偽造し、少なくとも2015年4月から2019年12月までの間、各区に対して虚偽の報告を行ってまいりました。

東京都内の8行政区に対しては2022年11月までに19百万円の委託費、横浜市に対しては2022年12月22日に520千円の委託費について、全て返還を完了しております。なお、委託費事案にかかる委託費返還等については、それぞれ同日付で東京証券取引所への開示および当社ホームページにて公表しております。

2. 整備費事案について

委託費事案の調査を契機とした業務見直しの取り組みのなかで、グローバルキッズが2020年4月以降に開園した、4行政6施設の保育施設整備補助金申請業務において、当該市区に請求すべきでない費用を上乗せして申請・請求していたことが判明いたしました。当該4行政には調査内容を報告し、それぞれ2023年2月24日付で1行政に51千円、同年3月31日付で3行政に3,100千円（違約加算金を除く）の施設整備補助金の返還を完了しております。なお、整備費事案にかかる施設整備補助金返還等については、それぞれ同日付で東京証券取引所への開示および当社ホームページにて公表しております。

3. 事務過誤修正について

グローバルキッズにおいて業務プロセスの見直し等を進めていたところ、大阪市内で運営する5施設の運営にかかる委託費等の申請において、加算・補助の要件の認識の誤り及び事務過誤が複数件確認されました。大阪市へは調査内容を報告し、2023年3月31日付で15,665千円の運営にかかる加算等の委託費の返還を完了しております（本件は故意による過大請求ではないため、違約加算金等の支払いは発生していません）。なお、本事務過誤修正にかかる補助金等の返還については、同日付で東京証券取引所への開示および当社ホームページにて公表しております。

4. 再発防止について

当社グループは新たな経営体制の下、二度と不正を起こさない企業風土の醸成並びにガバナンスの確立に向け、行動規範の周知徹底や行動倫理宣言の策定、コンプライアンスに比重を置いた人事制度等、公的資金を扱う事業者としての自覚を促す施策を展開してまいりました。また、事案等それぞれに策定再発防止策を策定して実行し、その実行状況を関係行政に報告する等、日々の業務において改善の地歩を固めております。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業区分	事業内容
子育て支援事業	保育所等の運営を主な事業とする子会社の経営管理及びそれに付帯する業務等

(6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

① 当社

本 社	東京都千代田区
-----	---------

② 子会社

株式会社グローバルキッズ	本社 (東京都千代田区)
株式会社おはようキッズ	本社 (東京都千代田区)
株式会社 G K S	本社 (東京都千代田区)

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,157名 (876名)	149名増 (9名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
16名	16名増

2. 会社株式の状況

(1) 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,429,141株
- ③ 株主数 3,719名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 な か や	3,929,000株	41.74%
中 正 雄 一	543,881株	5.78%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	460,000株	4.89%
株 式 会 社 カ ナ モ リ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	291,000株	3.09%
株 式 会 社 こ ど も の 森	287,600株	3.06%
宇 田 川 三 郎	272,179株	2.89%
田 浦 秀 一	216,861株	2.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	165,800株	1.76%
生 川 雅 也	151,790株	1.61%
大 矢 裕 子	139,500株	1.48%

(注) 1. 持株比率は自己株式15,823株を控除して計算しております。

2. 株式会社なかやは当社代表取締役社長である中正雄一が株式を保有する資産管理会社であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2023年1月16日付で普通株式6,528株を交付いたしました。

3. 会社の現況

(1) 会社役員状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 正 雄 一	(株)グローバルキッズ 代表取締役社長 (株)GKS 代表取締役社長 (学)茂来学園 理事長
取 締 役	須 郷 達 也	(株)グローバルキッズ 取締役 (株)GKS 取締役 (株)おはようキッズ 代表取締役社長
取 締 役	野 田 雅 之	(株)グローバルキッズ 取締役 (株)GKS 取締役
取 締 役	石 井 光 暢	(株)エコグリーンホールディングス 代表取締役
取 締 役	桑 戸 真 二	むすびず(株) 社外取締役 (株)福祉総研 代表取締役 (株)あすき 社外取締役 (一社)施設環境評価機構 理事
取 締 役	汐 見 和 恵	(一社)家族・保育デザイン研究所 所長
常 勤 監 査 役	橋 口 晶 子	(株)グローバルキッズ 監査役 (株)GKS 監査役
監 査 役	片 岡 理 恵 子 (戸籍名 竹田 理恵子)	京橋法律事務所 弁護士
監 査 役	石 崎 信 明	東京ファイナンシャルアドバイザー(株) 取締役 会長

- (注) 1. 石井光暢氏、桑戸真二氏及び汐見和恵氏は、社外取締役であります。
2. 橋口晶子氏、片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏及び石崎信明氏は、社外監査役であります。
3. 橋口晶子氏は、常勤監査役であり、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏は弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 石井光暢氏、桑戸真二氏、汐見和恵氏並びに橋口晶子氏、片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏及び石崎信明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社は会社法第430条2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。また契約締結の予定はありません。
8. 当社は会社法第430条3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）並びに当社執行役員、子会社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	46 (7)	46 (7)	△0 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	- (-)	3 (3)

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役6名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

ロ. 取締役の個別報酬の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、当社グループの持続的な企業価値向上を目指し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び具体的内容を決議しております。取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の概要は次のとおりです。

- ・株主利益との連動を踏まえ透明性と公正性を確保しながら取締役の役割や責任に応じた適正な水準額とすることを基本方針とする。
- ・業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び変動報酬としての業績連動報酬により構成する。
- ・業務執行取締役の固定報酬は、月例の基本報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- ・業務執行取締役の変動報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、業績に連動する変動報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給する。
- ・監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

また、個人別の固定報酬及び変動報酬の額は、2022年10月20日に設置しました、独立社外取締役を主な構成要員とする任意の指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて客観的な立場で答申ならびに原案を作成し、取締役会の決議により決定しております。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された具体的な決定方法と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

八. ロ以外の役員の個別報酬の決定方針に関する事項

監査役の報酬は、固定報酬のみで構成されており、報酬額は監査役の協議により決定しております。

二. 報酬についての株主総会決議に関する事項

当社の役員報酬等の額は、2015年12月17日開催の臨時株主総会において、取締役については年額200百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。)(決議当時 取締役6名)、監査役については年額50百万円以内(決議当時 監査役3名)と決議されております。また、業績連動報酬については、2017年12月19日開催の第2回定時株主総会にて可決されました譲渡制限付株式報酬制度を導入しております(決議当時 取締役5名)。

ホ. 業績連動報酬や非金銭報酬等に関する事項

当社は、変動報酬である業績連動報酬として、業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を1年間とし、①当該譲渡制限期間中に割当対象者が、任期満了もしくは定年その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合、退任又は退職の直後の時点をもって全部又は一部について譲渡制限を解除すること、②当該譲渡制限期間中に、割当対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は重要な法令違反等の一定の事由に該当した場合には、当社が当該株式の全部を無償で取得できること等の条件が付されております。

業績連動報酬の算定は、経営上の重要指標としている連結営業利益や連結EBITDAをベースとし、取締役会決議により定められた支給率を固定報酬に乗じて算出しております。その基礎となる当連結会計年度における営業利益は341百万円、EBITDAは1,150百万円となりました。支給時期は取締役会の決議内容に則り、支給することとしております。

当該株式報酬の交付状況は、2023年1月16日付で2名の取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式として6,528株を交付いたしました。

※本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入としております

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,753	流動負債	3,652
現金及び預金	1,359	1年内返済予定の長期借入金	949
未収入金及び契約資産	2,589	未払金	1,445
前払費用	708	未払法人税等	223
未収還付法人税等	86	前受金	135
その他	9	賞与引当金	629
固定資産	11,921	その他	268
有形固定資産	9,093	固定負債	4,918
土地	692	長期借入金	3,026
建物及び構築物(純額)	8,145	退職給付に係る負債	508
その他(純額)	255	繰延税金負債	965
無形固定資産	299	資産除去債務	414
ソフトウェア	276	その他	3
ソフトウェア仮勘定	23	負債合計	8,571
投資その他の資産	2,528	(純資産の部)	
投資有価証券	27	株主資本	8,118
長期前払費用	293	資本金	1,302
敷金及び保証金	1,878	資本剰余金	1,991
建設協力金	247	利益剰余金	4,836
繰延税金資産	81	自己株式	△12
その他	0	その他の包括利益累計額	△14
		退職給付に係る調整累計額	△14
		純資産合計	8,104
資産合計	16,675	負債純資産合計	16,675

連結損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,136
売 上 原 価		23,050
売 上 総 利 益		2,085
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,744
営 業 利 益		341
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
雑 収 入	10	13
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
雑 損 失	15	33
経 常 利 益		321
特 別 利 益		
段 階 取 得 に 係 る 差 益	21	
負 の の れ ん 発 生 益	98	
寄 付 金 受 贈 益	15	134
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
減 損 損 失	608	609
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		154
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	279	
法 人 税 等 調 整 額	△378	△98
当 期 純 損 失		55
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		55

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	612	流動負債	316
現金及び預金	199	未払金	20
未収入金及び契約資産	402	未払法人税等	105
前払費用	10	1年内返済予定の長期借入金	152
		賞与引当金	8
固定資産	5,982	その他	30
投資その他の資産	5,982	固定負債	869
		長期借入金	866
		退職給付引当金	3
		負債合計	1,186
		(純資産の部)	
関係会社株式	1,861	株主資本	5,408
関係会社長期貸付金	4,050	資本金	1,302
敷金及び保証金	30	資本剰余金	2,571
繰延税金資産	40	資本準備金	2,571
その他	0	利益剰余金	1,547
		その他利益剰余金	1,547
		繰越利益剰余金	1,547
		自己株式	△12
資産合計	6,594	純資産合計	5,408
		負債純資産合計	6,594

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		843
営 業 費 用		340
営 業 利 益		503
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
雑 収 入	0	13
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
雑 損 失	0	2
経 常 利 益		514
税 引 前 当 期 純 利 益		514
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	162	
法 人 税 等 調 整 額	△5	157
当 期 純 利 益		356

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社グローバルキッズCOMPANY
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉江 俊志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズCOMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社グローバルキッズCOMPANY
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉江 俊志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2022年10月1日から2023年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月24日

株式会社グローバルキッズCOMPANY 監査役会

常勤監査役 橋 口 晶 子 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 片 岡 理 恵 子 ㊟
(戸籍名 竹田 理恵子)

社外監査役 石 崎 信 明 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストB1F 会議室
TEL 03-3221-3770



交通 JR中央線・総武線「飯田橋駅」西口出口より徒歩5分
東京メトロ東西線「飯田橋駅」A4出口より徒歩7分
東京メトロ南北線・有楽町線、都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」
B2a出口より徒歩7分